

千葉県環境影響評価条例（抜粋）

第4章 環境影響評価の手続等

第1節 事業計画概要書の作成等（第8条）

中略

第2節 方法書の作成等

（方法書の作成）

第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、環境影響評価等技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- （1） 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - （2） 対象事業の名称、目的及び内容
 - （3） 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - （4） 第6条の規定に基づき行った事前配慮の内容
 - （5） 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。
- 3 2以上の事業者が1の対象事業又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、これらの事業者は協議により、これらの事業者のうちから、方法書を代表して作成する者を定めることができる。
- 4 市長は、同一の複合開発事業を構成する各複合開発構成事業その他の相互に密接に関連する2以上の対象事業が同一の事業者により実施されるときは、当該事業者に対し、これらの対象事業について、併せて方法書を作成するよう指示することができる。
- 5 市長は、前項に規定するもののほか、同一の複合開発事業を構成する各複合開発構成事業その他の相互に関連する2以上の対象事業が実施されるときは、当該対象事業に係る事業者に対し、これらの対象事業について、事業者を代表して方法書を作成する者を定めるよう指導するものとする。

（方法書説明会計画書の承認）

第9条の2 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）について、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「方法書説明会計画書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (2) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を周知させるための方法
 - (3) その他方法書説明会の開催を予定する日時及び場所に関し規則で定める事項
- 2 市長は、方法書説明会計画書が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。
- (1) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所が、規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の住民の方法書説明会への参加を困難にするものであるとき。
 - (2) 方法書説明会の開催を予定する日が、適切な周知のための期間を確保することが困難なものであるとき。
 - (3) 方法書説明会が方法書説明会計画書の提出の日から2月以内に開催される予定であるものでないときその他方法書説明会が開催されることが確実であると認められるものでないとき。
 - (4) 方法書説明会の開催を予定する場所が、第1号の地域内でないとき。ただし、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、この限りでない。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所が方法書説明会の目的を達成することが困難であると認められる特別な事由があるとき。

(方法書等の提出)

第10条 事業者は、前条第1項の承認を受けた後、市長に対し、方法書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を、方法書説明会計画書に記載された方法書説明会の開催を予定する日の30日前までに提出しなければならない。

(方法書についての公告及び縦覧等)

第11条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、事業者から前条の規定による提出を受けた旨並びに方法書説明会計画書に記載された方法書説明会の開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を公告し、方法書及び要約書の写しを公告の日から起算して30日間縦覧に供するものとする。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項の公告の日の翌日から同項の縦覧期間満了の日までの間、インターネットの利用その他の方法により方法書及び要約書を公表しなければならない。

(方法書説明会の開催等)

第11条の2 事業者は、方法書説明会計画書に記載された日時及び場所において、規則で定めるところにより、方法書説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

3 事業者は、規則で定めるところにより、方法書説明会を開催したときはその概要を、方法書

説明会を開催しなかったときはその事由を市長に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出等)

第12条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第11条第1項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項の期間を経過した後、速やかに、事業者に対し、同項の規定により提出された意見書の写し(同項の意見書が提出されなかった場合には、その旨を記載した書面)を送付するものとする。

(方法書についての市長の意見)

第13条 市長は、前条第1項の期間を経過した後、事業者に対し、規則で定める期間内に、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、前条第1項の意見に配慮するものとする。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

(千葉市環境影響評価審査会への諮問)

第14条 市長は、前条第1項の意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

第3節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第15条 事業者は、第13条第1項の意見が述べられたときはこれを尊重して、第9条第1項第5号に掲げる事項に検討を加え、環境影響評価等技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第16条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、環境影響評価等技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。